

調理食品缶詰及び調理食品瓶詰に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和6年10月

消費者庁食品表示課

1 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰の個別ルール

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の個別的義務表示	表示の様式・方法	表示禁止事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
レトルトパウチ食品	●	●	●	●	●	—	●	●	●
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
トマト加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
乾しいたけ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
農産物漬物	●	●	●	●	—	—	—	—	●
ジャム類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
乾めん類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
マーガリン類	●	●	●	●	—	●	●	●	—
マカロニ類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
即席めん	●	—	●	●	●	—	●	—	●
パン類	●	●	●	—	●	—	—	—	—
凍り豆腐	●	●	●	●	●	—	●	●	●
ハム類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●
混合プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●
ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●
混合ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●
ベーコン類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
煮干魚類	●	●	●	—	●	—	—	—	●
削りぶし	●	●	●	—	●	●	●	●	●
うに加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
うにあえもの	●	●	●	—	—	●	●	●	●
乾燥わかめ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
塩蔵わかめ	●	●	●	—	—	●	●	●	●
みそ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
しょうゆ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
ウスターソース類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	●	●	●	—	●	●	—	—	●
食酢	●	●	—	●	—	●	●	●	●
風味調味料	●	●	●	—	—	—	●	●	●
乾燥スープ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
食用植物油脂	●	●	●	●	—	●	—	—	●
調理冷凍食品	●	●	●	●	—	●	●	●	●
チルドハンバーグステーキ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
チルドミートボール	●	●	●	●	●	●	●	●	●
チルドぎょうざ類	●	●	●	●	●	●	●	●	●
炭酸飲料	●	●	●	—	—	—	—	—	●
果実飲料	●	●	●	●	—	—	●	●	●
豆乳類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	●	—	—	●	—	—	●

○別表第３：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義	要望
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	調理済の食品を缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したもの（食肉鳥卵を原材料として使用しているものに限り、かつ、スープ缶詰若しくはスープ瓶詰、ソース缶詰若しくはソース瓶詰、ペースト缶詰若しくはペースト瓶詰、おでん缶詰若しくはおでん瓶詰又は米飯類缶詰若しくは米飯類瓶詰に該当するものを除く。）をいう	一部 改正
	食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉及び野菜又はこれに豆腐、しらたき等を加えたものにしょうゆ及び糖類を加えて調理したもの又はこれにその他の調味料、香辛料等を加えて調理したものを詰めたものをいう。	現状 維持
	カレー缶詰又はカレー瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉（牛肉、豚肉及び家きん肉に又はカレー限る。）、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、カレー粉、香辛料、調瓶詰味料、食用油脂、小麦粉等を加え、米飯にかけて食用に供するように調理したものであって、カレー粉特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。	一部 改正
	シチュー缶詰又はシチュー瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉（牛肉、豚肉及び家きん肉に限る。）又は舌、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、トマトペースト、牛乳、香辛料、調味料、食用油脂、小麦粉等を加え、そのまま食用に供するように調理したものを詰めたものをいう。	現状 維持
	その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰、カレー缶詰又はカレー瓶詰及びシチュー缶詰又はシチュー瓶詰以外のものをいう	削除
	食肉鳥卵	食肉並びに食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の臓器、可食部分及び卵をいう。	一部 改正
	食肉	食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の肉（骨付肉を含む。）をいう。	現状 維持
	臓器	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃及び腸をいう。	一部 改正
	可食部分	食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾及び脂肪層をいう。	
	家きん	鶏、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用又は採卵用に飼育される鳥をいう。	現状 維持

※本資料は、現行の制度を記載しているもので、業界団体からの要望を反映させたものではありません。

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法	要望
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	名称	一 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰 イ 製品の内容を表す最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した食肉の名称の次に、「野菜煮」と表示し、又は特定の野菜を使用したものにあつては、「野菜煮」に代えて「たけのこ煮」等と表示することができる。 ロ 食肉の名称は、「牛肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもって表示する。 ハ 3種類以上の食肉を使用したものにあつては、イ及びロの規定にかかわらず、「食肉野菜煮」と表示する。 ニ イからハまでの規定にかかわらず、1種類の野菜を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が30%未満10%以上のもの及び2種類以上の野菜等（野菜、きのこ類、豆腐、しらたき等をいう。）を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が20%未満10%以上のものにあつては、「野菜煮」の文字の次に括弧を付して、使用した食肉の名称を「牛肉入り」、「鶏肉入り」等（3種類以上の食肉を使用したものについては、「食肉入り」）と表示し、固形量に対する食肉の重量の割合が10%未満のものにあつては、食肉の名称を付さずに「野菜煮（食肉入り）」と表示する。 二 カレー缶詰又はカレー瓶詰 「カレー」と表示する。 三 シチュー缶詰又はシチュー瓶詰 「シチュー」と表示する。ただし、クリームシチューにあつては、「シチュー（クリーム煮）」と表示する。 四 その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰 イ 製品の内容を最もよく表す名称を表示する。 ロ 牛肉、豚肉若しくは家きん肉以外の食肉、臓器若しくは可食部分を使用したカレー又は牛肉、豚肉、家きん肉若しくは舌以外の食肉、臓器若しくは可食部分及びそれらの加工品を使用したシチューにあつては、イの規定にかかわらず、当該食肉、臓器又は可食部分の名称を付して、カレー又はシチューと表示する。 ハ 骨付の食肉を使用したものにあつては、名称の次に括弧を付して、「骨付」と表示する。	削除

○別表第 4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法	要望
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	原材料名	次に定めるところにより表示する。	
		一 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰、カレー缶詰又はカレー瓶詰及びシチュー缶詰又はシチュー瓶詰使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。	一部 改正
		イ 「牛肉」、「たけのこ」、「しいたけ」、「焼豆腐」、「しらたき」、「こんぶ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「醸造酢」、「みりん」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「綿実油」、「ゼラチン」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。	一部 改正
		ロ 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。	削除
		ハ 使用した砂糖類が 2 種類以上の場合、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。	削除
		ニ 使用した食肉又は野菜がそれぞれ 2 種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が 4 種類以上の場合にあっては、高いものから順に 3 種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。	削除
		ホ 食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。	削除

○別表第 4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法	要望
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	原材料名	二 その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰 使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 イ 「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「たまねぎ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「みりん」、「トマトピューレー」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「植物油脂」、「粉乳」、「ゼラチン」、「でん粉」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。 ロ 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ハ 使用した砂糖類が 2 種類以上の場合、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ニ ロ及びハの規定にかかわらず、使用する砂糖類が 2 種類以上であって、砂糖類の合計重量が調味液の重量の 100分の 1 に満たないときは、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。 ホ 使用した食肉又は野菜がそれぞれ 2 種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が四種類以上の場合にあっては、高いものから順に 3 種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。 ヘ 食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。 ト イ及びホの規定にかかわらず、ひき肉加工品等にあっては、その主要原材料を、「肉だんご」等の名称の次に括弧を付して、「豚肉、鶏肉、でん粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。	削除

○別表第19：一般加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法	要望
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	使用上の注意 (内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る)	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。	現状維持
	食肉の名称 (食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及び食肉を調理して詰めたその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって、商品名に使用した食肉の名称を表示していない場合に限る。)	使用した食肉の名称を表示する。	削除
	「骨付」の用語 (その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって、骨付きの食肉を使用したものに限る。)	「骨付」の用語を表示する。	削除
	固形量又は内容量に対する食肉、臓器、可食部分及び家きん卵並びにそれらの加工品の重量の割合 (食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって固形量又は内容量に対する食肉、臓器、可食部分及び家きん卵並びにそれらの加工品の重量の割合が10%以上のものに限る。)	実混合割合を上回らない、10の整数倍の数値により、%の単位をもって、表示する。	削除

○別表第20：様式、文字ポイント等表示方式等の個別ルール

- ・名称
- ・原材料名
- ・添加物
- ・原料原産地名
- ・固形量
- ・内容総量
- ・内容量
- ・賞味期限
- ・保存方法
- ・使用上の注意
- ・原産国名
- ・製造者

食品	様式	表示の方式	要望
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	備考 別記様式1の備考の規定によるほか、使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、使用上の注意の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。	第8条各号（第3号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一 食肉の名称は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に商品名の高さの2分の1以上の高さであって、かつ、JISZ8305に定める9ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二 「骨付」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの2分の1以上の高さであって、かつ、JISZ8305に定める9ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 三 固形量又は内容量に対する食肉、臓器、可食部及び家きん卵並びにそれらの加工品の重量の割合は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの2分の1以上の高さであって、かつ、JISZ8305に定める9ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。	削除

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項	要望
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	1 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰であって、食肉を2種類以上使用したものについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語	削除
	2 カレー缶詰又はカレー瓶詰、シチュー缶詰又はシチュー瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって、原材料の一部の名称（含有率を%の単位で、当該名称の表示の文字と同程度の大きさで付してある名称及び使用した食肉の種類が同一種類である場合の当該同一種類の食肉の名称を除く。）を他の原材料の名称に比べて特に強調する用語	

項目	見直し要望	
別表3 定義	一部修正	・業界団体として、必要な部分は現状維持し、それ以外は、懇談会のとりまとめの方向に沿って整理する方向で修正。
別表4 個別ルール（名称）	廃止	・横断ルールのみでも現行の食品表示と同様に表示することができ、影響は少ないため廃止。
別表4 個別ルール（原材料名）	一部修正	・利用実態がある香辛料の記載方法については、現状維持。 ・それ以外は、懇談会のとりまとめの方向に沿って整理する方向で修正。
別表19 個別義務表示	一部修正	・内面無塗装缶を使用した缶詰についての使用上の注意については、農産物缶瓶詰と横並びを取って現状維持 ・その他の事項については、廃止
別表20 表示の方法	廃止	・上記の修正の方向に沿って見直すと、横断ルールのみでも現行の食品表示と同様に表示することができるため廃止。
別表22 表示禁止事項	廃止	・横断的な表示禁止事項や景品表示法を参考に判断できると考えられるため廃止。

※その他、旧JAS法関連事項（品質表示事項）以外の改正要望として、「缶詰の食品」に「主な原材料名」を表示する追加的な表示事項について、横断ルールで対応できていることから廃止を希望。